

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案の概要 (雇用保険法関係)

資料2-2

1. 最低賃金日額の算定方法(諮問要綱 一関係)

- 賃金日額の下限額と比較する最低賃金日額について、以下の方法で算定することとする。

$$\text{最低賃金の額の全国加重平均額} \times 20^{\ast} \div 7$$

※ 一週間の所定労働時間が20時間以上の者が雇用保険の適用対象になる。

2. 個別延長給付に関する規定の整備(諮問要綱 二～五関係)

- (1) 個別延長給付の対象となる特定理由離職者は、有期労働契約が更新されなかったために離職した者(その者が更新を希望したにもかかわらず、更新について合意に至らなかった場合に限る。)とする。
- (2) 個別延長給付は、以下の基準のいずれにも該当する者に行うことができることとする。
- ① 特に誠実かつ熱心に求職活動を行っているにもかかわらず、所定給付日数分の基本手当の支給を受け終わる日までに職業に就くことができる見込みがなく、かつ、特に職業指導その他再就職の援助を行う必要があると認められること。
 - ② 当該受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所に求職の申込みをした日以後、正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けること及び公共職業安定所が行う再就職を指導するために必要な職業指導を受けることを拒んだことがないこと。
- (3) 個別延長給付の対象となる心身の状況の基準は、以下のとおりとする。※
- ① 難治性疾患を有すること
 - ② 発達障害者であること
 - ③ ①、②以外の障害者であること
- ※ 就職困難者(障害者手帳を所持している障害者等)は個別延長給付の対象とはならない。
- (4) 個別延長給付の対象となる災害は、以下の通りとする。
- ① 激甚災害として指定された災害
 - ② 災害救助法による救助が行われる災害
 - ③ ②に準ずる災害

3. 基本手当の支給に関する暫定措置の対象の改正(諮問要綱 六関係)

- 基本手当の給付日数を拡充する暫定措置等の対象となる特定理由離職者は、有期労働契約が更新されなかったために離職した者(その者が更新を希望したにもかかわらず、更新について合意に至らなかった場合に限る。)とする。

4. 地域延長給付に関する規定の整備(諮問要綱 七関係)

- 地域延長給付の対象となる地域の基準について、現行の地域指定要件※に係る基準に加え、
 - ・ 地域を管轄する公共職業安定所の管轄内で就職した者の割合が50%に満たない地域にあつては、
 - ・ 当該管轄の外の地域であつて、就職者の数が最も多い地域についても、地域指定要件を満たすことを求めることとする。

※ 現行の地域指定要件

- ① 有効求職者割合が、平成21年1月時点の全国の有効求職者割合以上
- ② 有効求人倍率が、平成21年1月時点の全国の有効求人倍率以下
- ③ 基本手当受給率が、平成21年1月時点の全国平均以上

【施行期日：平成29年4月1日(1は平成29年8月1日)】